

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、西沖地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西沖地区）を行うことについて平成28年8月23日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成28年9月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成28年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造